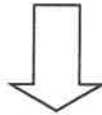


お知らせ（不動産競売係）

高山・御嵩支部
不動産競売事件



5. 4. 1 集約

本 庁

令和5年4月1日に岐阜地方裁判所高山支部・同御嵩支部の不動産競売事件を本庁に集約することとなりました。

これに伴い、令和5年3月31日以前においても、段階的に一部の不動産競売事件については各支部から本庁に集約し、本庁において取り扱います。

集約後、各支部にも3点セット（物件明細書・現況調査報告書・評価書）の設置をしますが、入札は本庁のみで行いますので、入札書等の入札に必要な書類は本庁に提出してください（各支部に入札書等を提出した場合や、入札保証金を各支部の口座に振り込んだ場合は、有効な入札と扱われませんのでご注意ください。）。

なお、執行官に対する強制執行の申立て（建物明渡・動産執行等）については、従前どおり物件所在地を管轄する裁判所に申立てをしてください。

また、3点セットは、インターネットでも閲覧できますので、そちらもご利用ください。

（不動産競売物件情報サイト <https://www.bit.courts.go.jp/>）

岐阜地方裁判所

岐阜地方裁判所本庁の売却スケジュールでは、

令和2年8月4日入札開始分から制度が変わります。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

令和2年8月4日入札開始分※から入札時に
下記の各書面の提出が入札書毎に必要になります。

※農地は令和2年10月6日入札開始分から

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票
(個人の場合)

資格証明書
(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

岐阜地方裁判所執行官室 ☎ 058-263-4231

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 4月16日

岐阜地方裁判所

裁判所書記官 田 邊 寛 美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 5月 2日 午前 8時30分から 令和 7年 5月13日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 7年 5月20日 午前10時00分 岐阜地方裁判所不動産売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 7年 6月 5日 午前10時30分 岐阜地方裁判所
特別売却 実施期間	令和 7年 5月27日 午前10時00分から 令和 7年 5月27日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができません。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 4月16日から当庁執行係書記官室(1階)に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	3, 060, 000 2, 448, 000	一括	612, 000	26, 099	6, 973
1	1, 510, 000				
2	1, 550, 000				
</					



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 可児市広眺ヶ丘七丁目 |
| | 地 番 | 1 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 6 5 . 0 7 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 可児市広眺ヶ丘七丁目 1 番地 |
| | 家屋 番号 | 1 番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 6 3 . 1 4 平方メートル
2階 4 0 . 5 7 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 2月 3日

岐阜地方裁判所

裁判所書記官 野 尻 知 子

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 可児市広眺ヶ丘七丁目 |
| | 地 番 | 1 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 6 5 . 0 7 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 可児市広眺ヶ丘七丁目 1 番地 |
| | 家屋 番号 | 1 番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 6 3 . 1 4 平方メートル
2階 4 0 . 5 7 平方メートル |



令和6年(ケ)第100号

令和6年 9月 2日受理

令和6年 9月24日提出

現況調査報告書

岐阜地方裁判所

執行官 庄垣内 雅也

物 件 目 録

- 1 所 在 可児市広眺ヶ丘七丁目
地 番 1 番
地 目 宅地
地 積 1 6 5 . 0 7 平方メートル
- 2 所 在 可児市広眺ヶ丘七丁目 1 番地
家屋番号 1 番
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺 2 階建
床 面 積 1 階 6 3 . 1 4 平方メートル
2 階 4 0 . 5 7 平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	(住居表示未実施)			
土地	物件 1			
現況地目	☒ 宅地(物件 1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)			
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は、「目的外建物の概況」のとおり)			
その他の事項				
建物	物件 2			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:			
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="vertical-align: middle;"> 種類: 構造: 床面積: </td> </tr> </table>		{	種類: 構造: 床面積:
{	種類: 構造: 床面積:			
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅(空き家)として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)			
その他の事項				
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="vertical-align: middle;"> 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日 </td> </tr> </table>		{	地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日
{	地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 陳述者なし	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

執行官の意見



- 1 物件1土地は、西から南側に掛けて市道に接した土地であり、同土地には物件2建物が建てられている。

なお、同土地には、土地建物位置関係図（概略）の破線部分のとおり、工作物（カーポート及び物置）が存在する。

また、同建物内には、雨漏り等の不具合箇所は見当たらなかった。

- 2 債務者兼所有者（A）ことAは住居所不明であり、近隣の住人からの事情聴取も応答がなかったためできなかったが、物件2建物の電気及びガスは止められていること、郵便受け内の同（A）ことA宛の郵便物の存在や、1階のエアコンが取り外され、その他の室内の状況等を総合勘案すると、物件1、2土地・建物は、第三者占有の徴表が認められず、同（A）ことAが、若干の家財道具を残置したまま、空き家の状態で管理占有しているものと思料される。

- 3 他に占有権原を推認し得る資料は見当たらなかった。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6年9月9日(月) 15:10-15:15	岐阜地方法務局	公図等の写し受理 土地建物登記簿証明書受理
6年9月13日(金) 8:55-9:25	目的物件所在地	目的物件内外部調査 目的物件内外部写真撮影

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和6年9月13日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Bを立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

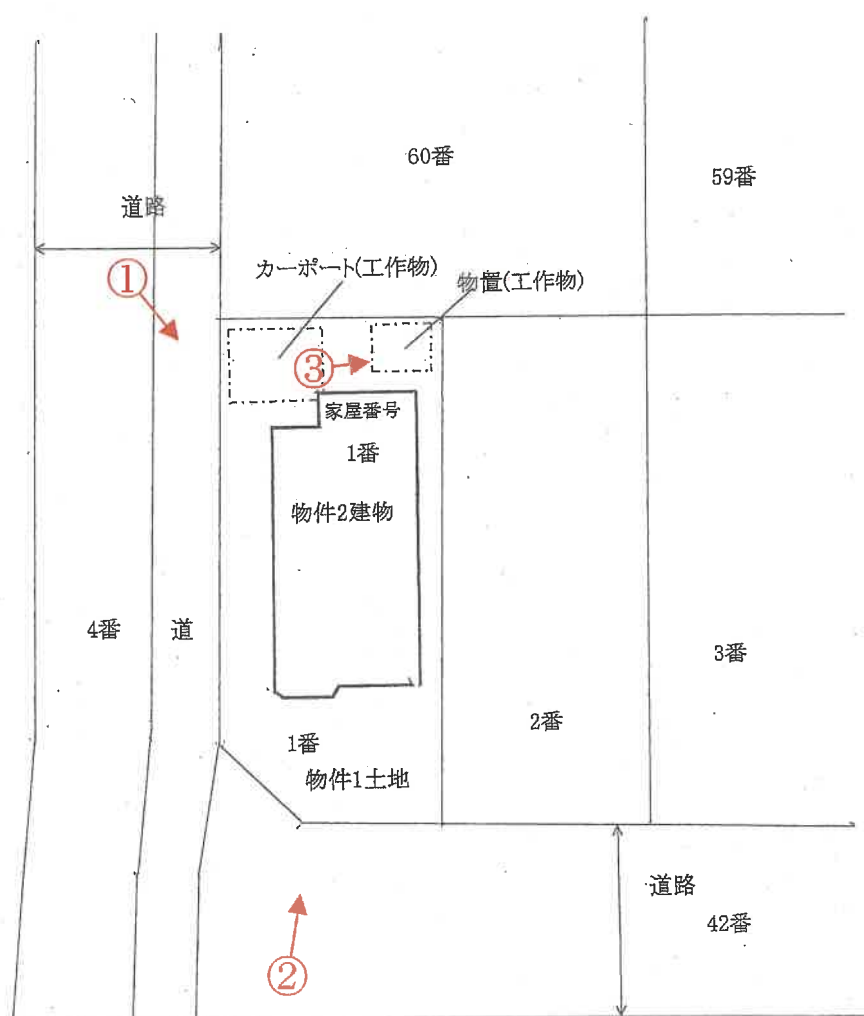
☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐ 令和 年 月 日

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図(概略)

(現況と異なる場合、現況、優先)

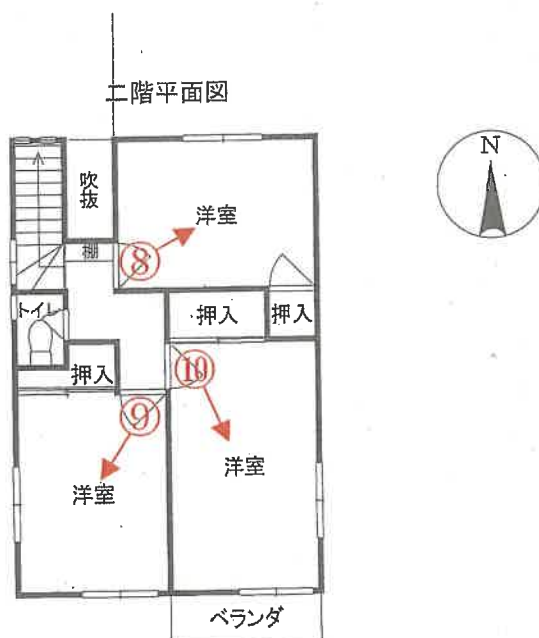


写真撮影方向を矢印で示す

○内 写真番号

建物間取図(概略)

(現況と異なる場合、現況、優先)



写真撮影方向を矢印で示す

○内 写真番号

1



カーポート

物件 1 土地

物件 2 建物

2



物件 1 土地

物件 2 建物

3



物置

物件 2 建物

4

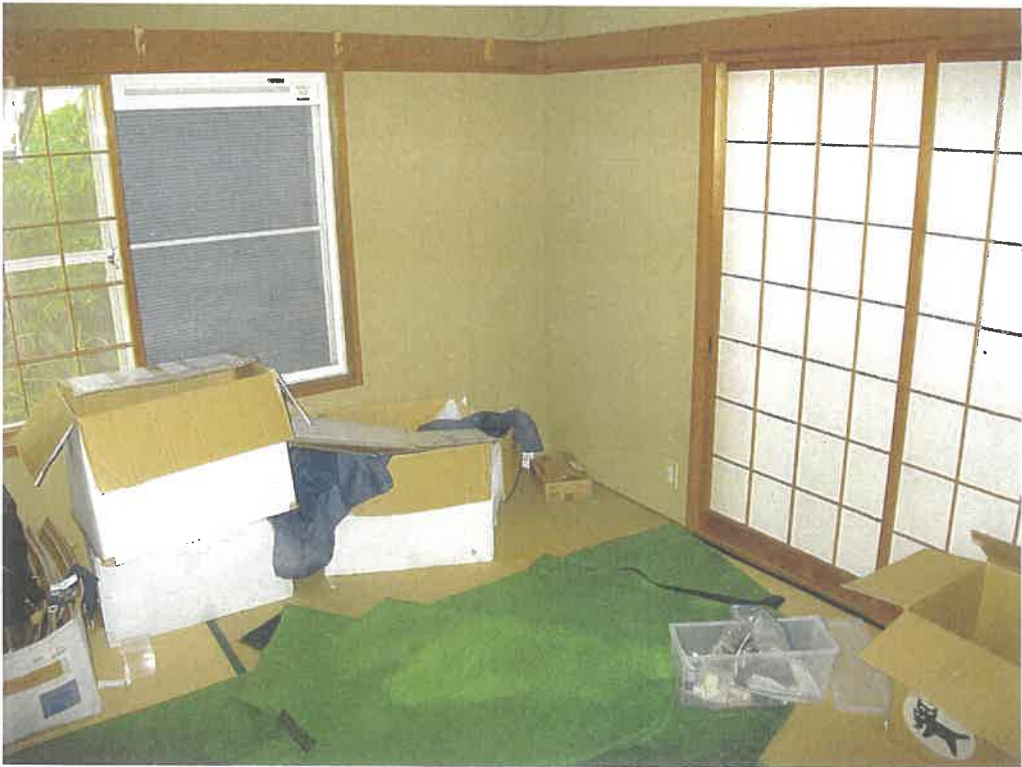


物件 2 建物の 1 階室内



5

前同建物の1階室内



6

前同建物の1階室内



7

前同建物の1階室内



8

前同建物の2階室内



9

前同建物の2階室内



10

前同建物の2階室内

令和 6 年（ケ）第 100 号

令和6年9月13日 現地調査

令和6年9月25日 評 価

岐阜地方裁判所 御中

評 価 書

整理番号

キ第 6 1 3 7 号

発行日付

令和6年9月26日

評 価 人

不動産鑑定士

牧 野 信 人

第1 評価額

一 括 価 格	
金 3,060,000 円	
物 件 番 号	内 訳 価 格
物件1 (土地)	金 1,510,000 円
物件2 (建物)	金 1,550,000 円

- 1 一括価格は、物件[1～2]の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件[1]の内訳価格は物件[2]のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件[2]の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は目視可能な部分に限定され、物件に関する情報提供の内容は民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等 登 記		現 況
1	所 在	可児市広眺ヶ丘七丁目	概ね左記に同じ。
	地 番	1 番	
	地 目	宅地	
	地 積	165.07m ²	
2	所 在	可児市広眺ヶ丘七丁目 1 番地	概ね左記に同じ。
	家屋番号	1 番	
	種 類	居宅	
	構 造	木造スレート葺 2 階建	
	床面積	1 階	63.14m ²
		2 階	40.57m ²
		3 階	
		延面積	103.71m ²
番号	特記事項		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 物件 1

位置・交通	(会社名)	(線名)	(駅・停名)	(方位)	(直線距離)
※交通施設の方位は、施設からの方角で八方位表示である。	名鉄	広見	新可児	東方	2km
	コミュニティバス	—	広眺ヶ丘5丁目	南東方	60m
付 近 の 状 況	一般住宅が建ち並ぶ丘陵地の熟成した住宅団地				
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都 市 計 画 区 分		非線引都市計画区域		
	用 途 地 域		第一種低層住居専用地域		
	指 定 建 ぺ い 率		50%		
	指 定 容 積 率		80%		
	防 火 規 制		防火・準防火の指定は無い		
	そ の 他 の 規 制		高さ 10m		
画 地 条 件	地 積		165.07㎡		
	間 口		約20m		
	奥 行		約8.5m		
	形 状		略台形(後掲「地積測量図」等参照)		
接 面 道 路 の 状 況	物件1土地は、南側及び西側でそれぞれ幅員約7.5mの舗装道路(可児市道:17号線)に接面する角地である。西側道路は対しては、約0m～1.2m高く、南側道路に対しては、約2m高くそれぞれ接面し、物件1土地への出入りは西側のみとなる。また、当該市道は団地内の幹線道路のため、交通量はかなり多い。				
土 地 の 利 用 状 況 等	物件2建物等の敷地として利用されている。また敷地北西部分に、カーポート、北東部分に物置のそれぞれ工作物が所在する。戸建住宅を中心とした住宅団地であり、総じて南垂れの傾斜を有する地勢となっている。				
供 給 処 理 施 設	上水道	■あり □引込可 □なし □不明 (特記事項のとおり)			
	ガス配管	□あり ■引込可 □なし □不明 (特記事項のとおり)			
	下水道	□あり ■引込可 □なし □不明 (特記事項のとおり)			
特 記 事 項	*駅及びバス停…直線距離については、誤差が存することに注意されたい。また、バス運行は、運行本数の縮小及びバス停の廃止等のため、交通手段として、重要性は低い。 *供給処理…下水道が前面市道に埋設されているが、可児市役所からの聴聞では、一度も使用されておらず、「引込可」と表記した。また、ガスについても、「都市ガス本支管埋設状況問合せシステム」で前面市道にガス管の埋設を確認したが、その使用状況は不明のため、ガス配管も「引込可」と表記した。いずれにしても、調査時点のことであり、競売実施時点に変更があることに注意されたい。 *埋蔵文化財…可児市教育委員会からの聴取によれば、周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない。 *土壌等汚染…山林を開発した大規模の熟成住宅団地という土地履歴及び古い住宅地図の閲覧からは、特に土壌等汚染を惹起させる可能性を有せず、関係機関からの聴取でも、土壌汚染の可能性は低いものの、検査を実施しておらず、その詳細は不明である。また、地中残置物についても、同様と考えられる。				

2 建物の概況及び利用状況 物件 2

区 分		主建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建 築 年 月 日 (登 記 記 載)	平成2年3月22日
	経 過 年 数	約34年
	経済的残存耐用年数	一 年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	スレート葺
	外 壁	サイディング等
	内 壁	クロス、ボード等
	天 井	クロス、合板等
	床	フロアリング、畳等
	設 備	電気・給排水・衛生等(現在、休止中と判断)
	そ の 他	特になし
床面積(現況)	現 況	103.71㎡
	増 改 築 の 有 無	増改築はないと思料する
現況用途等	階 層	2階建
	現 況 用 途	居宅
	間 取 り	別添「建物間取図(概略)」のとおり
建物の品等	総 合	劣る
	使 用 資 材	劣る
	施 工	劣る
保守管理の状態		劣る
建物の利用状況		別冊「現況調査報告書」記載のとおり
特 記 事 項		*アスベストの吹付け等は、その規制について段階的に厳しくなってきた経緯があり、建築時期等から、そのリスクは少ないと推認される。ただし、アスベストの建材使用については、専門機関の検査を実施しておらず、不明で、健康被害及び解体時の割増費用等の発生があることを注意されたい。 *建物調査は、目視を前提としており、床下等のシロアリ被害等の有無は、未調査であるため、不明である。 *建物の耐震性については、新耐震基準(昭和56年6月1日)以後の建築である。 *空き家期間が長く、建物内部はかなり管理不良の状態にある。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件 1 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別 格差	地 積 (㎡)	建 付 減 価	建 付 地 価 格 (円) 千円未満四捨五入 ア×イ×ウ×エ＝オ
1	27,700	1.050	165.07	0.95	4,561,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示 可児ー6

公示価格等	時点修正	標準化補正	地域格差	標準価格
28,500 (円/㎡)	100.0 × 100.0	100.0 × 100.0	100.0 × 103.0	= 27,700 (円/㎡)

◇時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正 : 公示地等と標準画地との要因格差である。

◇地域格差 : 地価水準に係る要因格差である。

イ 個別格差 : 目的土地と標準画地との要因格差である。

(形状)	(間口・奥行)	(角地)	(方位)	相乗計
-1%	0%	5%	1%	105.0%

ウ 地積 : 登記数量による。

エ 建付減価 : 建物と敷地の適応の状態等を考慮。

② 物件 2 (建 物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物 件 番 号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現価率	建物の価格 (円)
	ア	イ	ウ	千円未満四捨五入 ア×イ×ウ＝エ
2	171,000	103.71	3.00%	532,000

物件番号	償却後残価率	定率法現価率	定額法現価率	観察法現価率	採用現価率
2	3.00%	3.00%	3.00%	3.00%	3.00%

ア 再調達原価：標準的な再建築費（単価）である。

イ 延床面積：登記事項証明書記載延床面積及び概測数量

ウ 現価率：定率法現価率＝残価率[累乗]（経過年数/経済的耐用年数）
定額法現価率＝ $1 - (1 - \text{残価率}) \times (\text{経過年数} / \text{経済的耐用年数})$

観察法現価率＝対象不動産の機能、維持管理、補修状況等を実態調査の上で判定する

*耐用年数を経過しており、残価程度と判定した

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権価格等を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) 千円未満四捨五入 ア×イ＝ウ
1	4,561,000	0.45	法定地上権	- 2,052,000

イ. 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を45%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円)	土地利用権等価 格の控除及び加 算 (円)	占有 減価修正	市場性 修正	競売市場 修正	評価額 (円)
	ア (1①オ、1② エ)	イ (2①ウ)	ウ	エ	オ	万円未満四捨五入 (ア+イ) × ウ × エ × オ
1	4,561,000	-2,052,000		100.0%	60.0%	1,510,000
2	532,000	2,052,000	100.0%	100.0%	60.0%	1,550,000
一括価格 (合計)						3,060,000

ウ. 本件においては、占有に基づく減価の必要性は認められない。

エ. 有効需要の減退させる市場性減価はないと判断した。

オ. 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

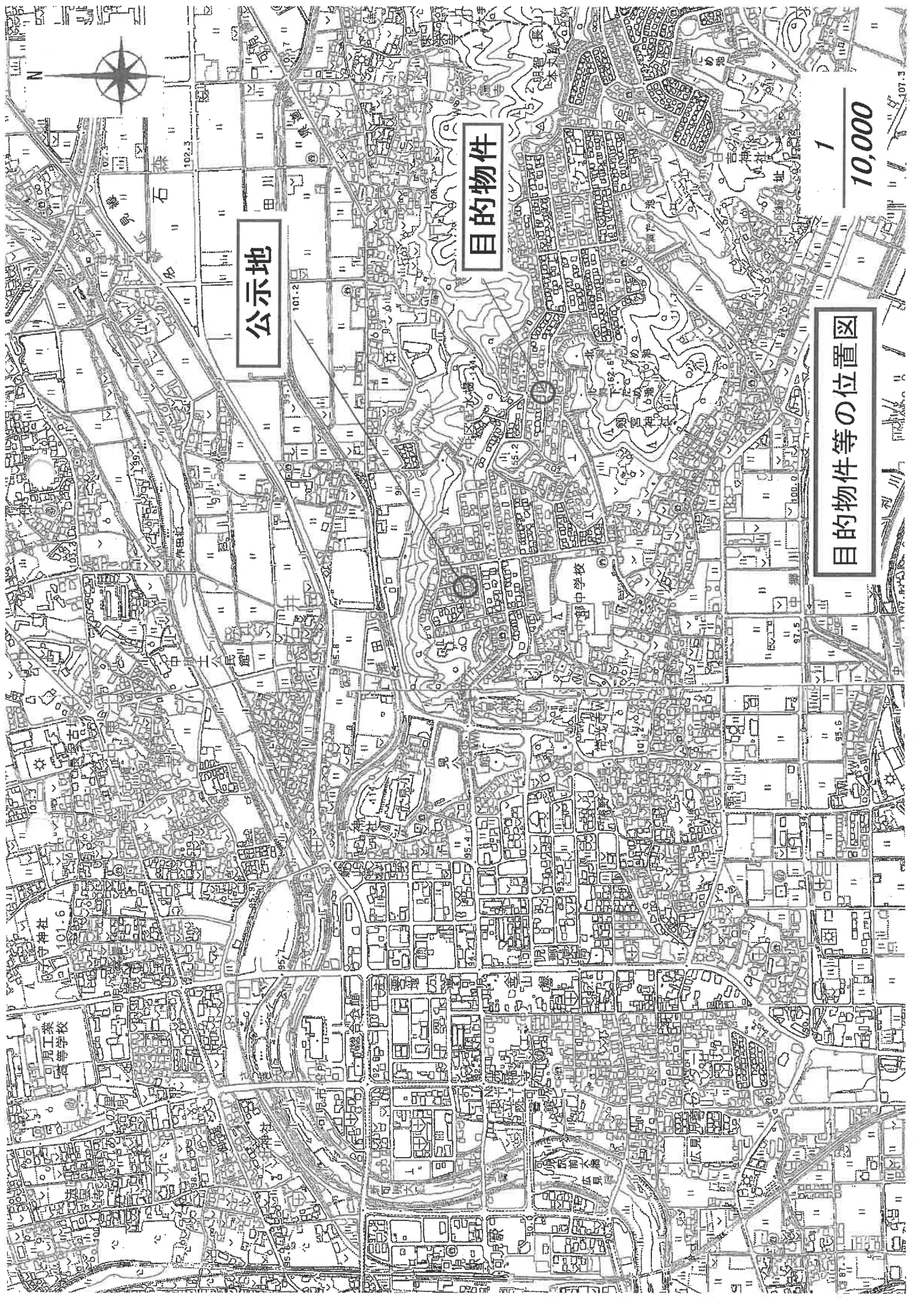
第6 参考価格資料

地価公示	可児－6
(所 在)	岐阜県可児市広眺ヶ丘2丁目55番外
(価 格)	28,500 円/㎡
(位 置)	名鉄広見線 新可児駅 約1.6km
(価格時点)	令和6年1月1日
(地 積)	198 ㎡
(供給処理)	水道、ガス、下水
(接面街路)	北 5m 市道
(用途指定等)	非線引都市計画区域 一低専 (建ぺい率50%, 容積率80%)
(地域の概要)	一般住宅が建ち並ぶ丘陵地の住宅地域

第7 附属資料

- 1 目的物件等の位置図
- 2 公図写・地積測量図写・建物図面写
- 3 土地建物位置関係図（概略）
- 4 建物間取図（概略）
- 5 写真

以 上

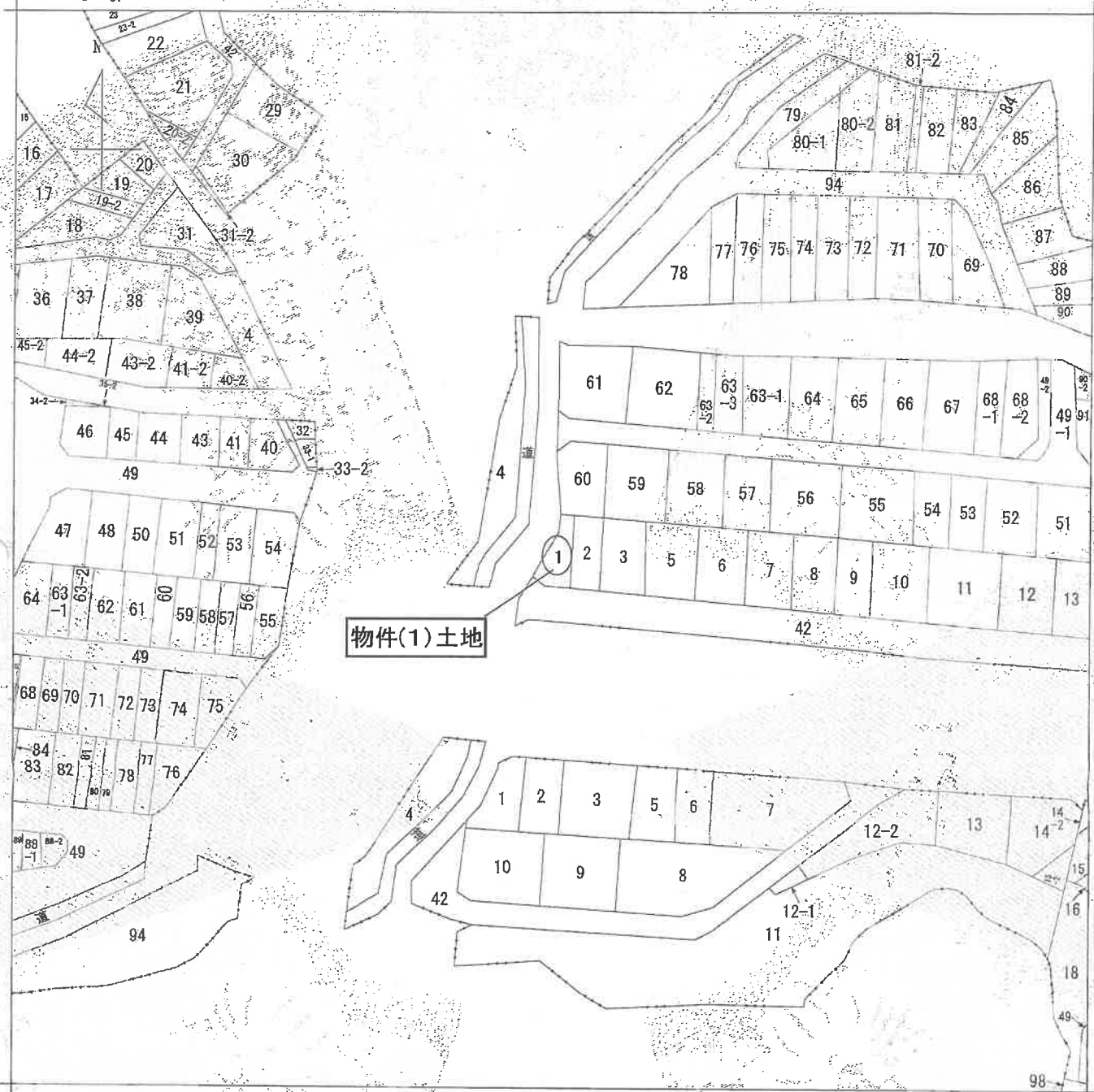


公示地

目的物件

目的物件等の位置図

1/10,000



物件(1)土地

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 広眺ヶ丘 6
丁目
B 広眺ヶ丘 6
丁目
C 広眺ヶ丘 7
丁目
D 広眺ヶ丘 7
丁目
E 広眺ヶ丘 7
丁目
F 広眺ヶ丘 7
丁目
G 広眺ヶ丘 7
丁目
H 広眺ヶ丘 7
丁目
I 広眺ヶ丘 7
丁目
J 広眺ヶ丘 7
丁目
K 広眺ヶ丘 7
丁目
L 広眺ヶ丘 7
丁目
M 広眺ヶ丘 7
丁目
N 広眺ヶ丘 7
丁目
O 広眺ヶ丘 7
丁目
P 広眺ヶ丘 7
丁目
Q 広眺ヶ丘 7
丁目
R 広眺ヶ丘 7
丁目
S 広眺ヶ丘 7
丁目
T 広眺ヶ丘 7
丁目
U 広眺ヶ丘 7
丁目
V 広眺ヶ丘 7
丁目
W 広眺ヶ丘 7
丁目
X 広眺ヶ丘 7
丁目
Y 広眺ヶ丘 7
丁目
Z 広眺ヶ丘 7
丁目

請求部	所在	可児市広眺ヶ丘七丁目			地番	1番		
出力	1/1000	精度	座標系	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日			備付年月日(原図)	昭和60年2月1日		補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(岐阜地方務局美濃加茂支局管轄)

令和6年9月9日

岐阜地方務局

請求番号: 15-1

(1/2)

登記官

A4版に縮小

公図写

公用

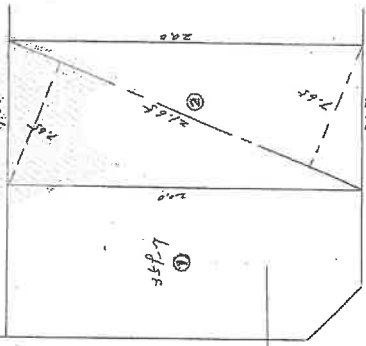
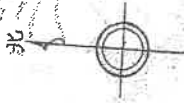
登記年月日：昭和51年6月16日

前地番 359-7 後地番 359-58 新地番 2

土地の所在 町見部可児町科峰字津上丁

可児市広勝ヶ丘七丁目

地積測量図 148257



物件(1)土地

地番	符号	計算式	面積
359-7	①	21.65×7.65	165.6225
		21.65×7.65	165.6225
		計	331.245
		$\frac{1}{2}$	165.6225
351-7	①	320.70×44.425	14267.54

A4版に縮小

箱尺 1/30

岐阜県土地家屋調査士会(印)

S51.6.16

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(岐阜県地方務局建築加茂支店(管轄))
令和6年9月9日 岐阜地方務局

登記官

登記年月日：平成2年4月17日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(岐阜県地方事務局長兼加茂支庁管理官)
令和6年9月9日 岐阜県地方事務所

登記簿

各階平面図

家屋番号

1番

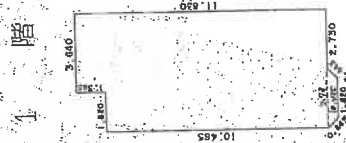
建物図面

可児市広瀬ヶ丘セブ丁目1番地

建物の所在

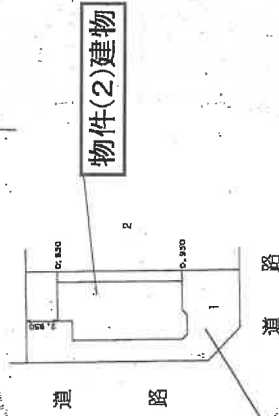
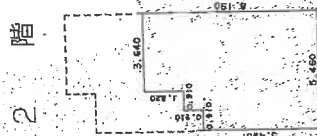
求積表

1 階
 $1.365 \times 3.640 = 4.968600$
 $10.465 \times 5.460 = 57.138900$
 $(2.730 + 1.820) \times 0.455 \times 1/2 = 1.035125$
合計 63.142625
床面積 63.14 m²



求積表

2 階
 $5.460 \times 0.910 = 4.968600$
 $6.370 \times 0.910 = 5.796700$
 $8.190 \times 3.640 = 29.811600$
合計 40.576900
床面積 40.57 m²



物件(2)建物

物件(1)土地

A4版に縮小



申請人

縮尺 1/250

縮尺

1/500

(平成2年4月17日作成)

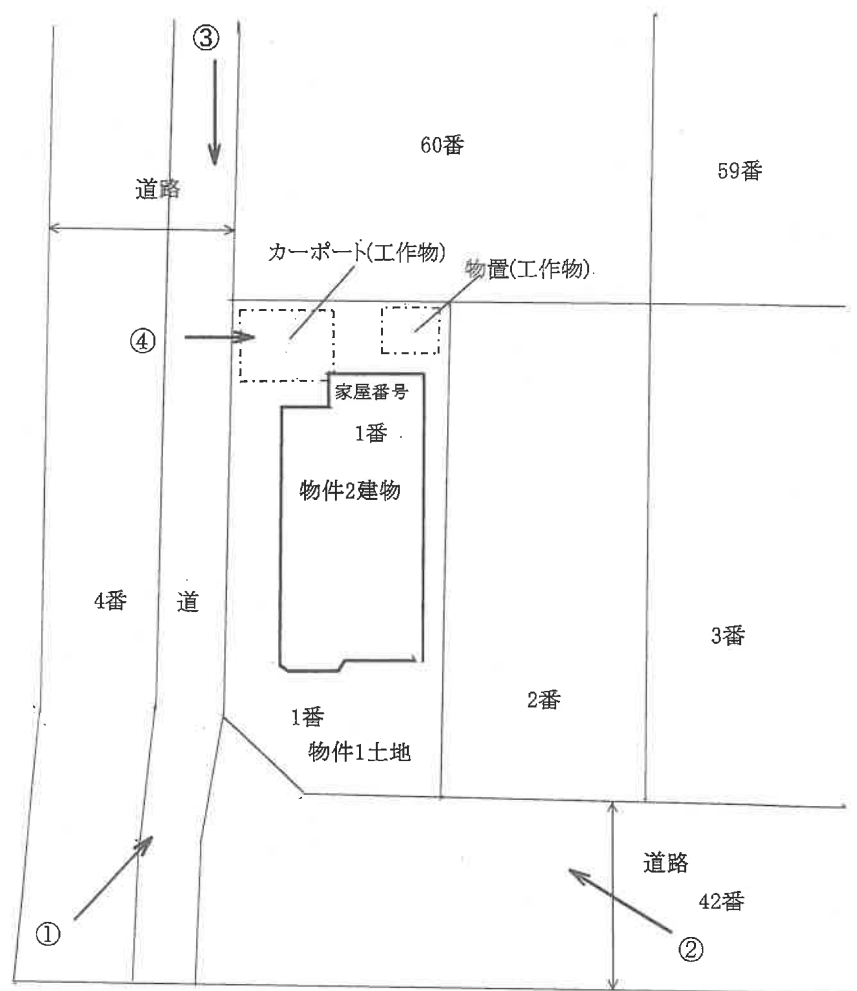
作製者

(全員専用)

(岐阜県土地家屋調査士会 用紙)

土地建物位置関係図(概略)

(現況と異なる場合、現況、優先)

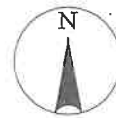


丸数字は写真撮影方向を示す

建物間取図(概略)

(現況と異なる場合、現況、優先)

二階平面図



一階平面図



物件2建物



物件1土地

(南西方から撮影)

↑
1

物件2建物



物件1土地

(南東方から撮影)

↑
2



物件1土地

物件2建物

(北方から撮影)



カーポート(工作物)

物置(工作物)

物件2建物



物件1土地

(西方から撮影)

